

投資主各位

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人
執行役員 佐藤 啓介

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2019年10月29日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2019年10月30日（水曜日）午前10時00分
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は
末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のう
え、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員2名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1
名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権
を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますよう
お願い申し上げます。
- ◎ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますよう
重ねてお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの
間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームペー
ジに掲載いたしますのでご了承ください。
本投資法人のホームページ (<https://www.kdr-reit.com/>)
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用
を委託しているケネディクス不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告
会」を実施する予定です。
- ◎本投資主総会及び運用状況報告会にご出席の投資主様へのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) ①資産運用会社に対する資産運用報酬の額と投資主利益との連動性を高めることを目的として、(a)本投資法人の総資産額に連動する運用報酬Ⅰの料率を0.3%から0.27%に引き下げるとともに、(b)分配可能金額に連動する運用報酬Ⅱの算出方法を、分配可能金額に5.0%を乗じた金額から分配可能金額に運用報酬Ⅱ控除前の1口当たり利益の額を乗じ、さらにこれに0.00145%を乗じた金額とし、併せて、②資産運用会社に投資主利益の向上に向けてのインセンティブを付与するため、新たに、本投資法人の投資口価格の騰落の程度が東証リート指数（配当込み）の騰落の程度に比較して良好であった場合に追加の報酬が発生することとなるよう、かかる騰落の程度を比較するための指標として対東証REIT指数パフォーマンスの概念を導入し、対東証REIT指数パフォーマンスが正の数値である場合に発生する運用報酬Ⅲを新設するものです。なお、対東証REIT指数パフォーマンスの算出にあたって、特定の営業期間において対東証REIT指数パフォーマンスが負の数値となった場合には、翌営業期間に限りその数値を繰り越すこととします。

また、これらの運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲに関し、本投資法人が自己投資口の取得等を行った場合に、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲに与える影響を中立的なものとするため、運用報酬Ⅱ及び運用報酬Ⅲの計算式に必要な調整を加える旨の規定を追加するものです（現行規約別紙関係）。

(2) 上記(1)の規約変更を、本投資法人の第17期営業期間の初日である2020年2月1日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第11章及び第41条関係）。

(3) 上記の他、適用法令の表現との整合性、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.～4. （記載省略）</p> <p>5. (1)～(7) （記載省略）</p> <p>(8)信託財産を<u>上記(1)乃至(7)</u>に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が保有する資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬は、運用報酬I及びII、取得報酬、譲渡報酬並びに合併報酬から構成され、その金額、計算方法及び支払期限はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を資産運用会社宛て資産運用会社の指定する口座に振込む方法により支払うものとする。</p>	<p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.～4. （現行どおり）</p> <p>5. (1)～(7) （現行どおり）</p> <p>(8)信託財産を<u>第1号乃至第7号</u>に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 附則</u></p> <p><u>第41条（変更の効力発生）</u></p> <p><u>別紙に係る本規約の変更の効力は、2020年2月1日から生じるものとする。本章は、当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p> <p>別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が保有する資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬は、運用報酬I、II及びIII、取得報酬、譲渡報酬並びに合併報酬から構成され、その金額、計算方法及び支払期限はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を資産運用会社宛て資産運用会社の指定する口座に振込む方法により支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1)運用報酬I 総資産額に年率<u>0.3%</u>を乗じた金額（1年365日として当該営業期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て）を運用報酬Iとする。 <u>「総資産額」とは、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額とする。</u> 運用報酬Iの支払期限は、当該営業期間内とする。</p> <p>(2)運用報酬II 決算期毎に算定される分配可能金額に<u>5.0%</u>を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬IIとする。 <u>「分配可能金額」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される当該営業期間に係る運用報酬II控除前の税引前当期純利益（ただし、負ののれん発生益を除く。）に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。</u> 運用報酬IIの支払期限は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類等をいう。）を承認後1か月以内とする。</p>	<p>(1)運用報酬I 総資産額に年率<u>0.27%</u>を乗じた金額（1年365日として当該営業期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て）を運用報酬Iとする。</p> <p>運用報酬Iの支払期限は、当該営業期間内とする。</p> <p>(2)運用報酬II <u>(i)決算期毎に算定される分配可能金額に、(ii)運用報酬II控除前1口当たり利益を乗じ、さらに(iii)0.00145%</u>を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬IIとする。</p> <p>運用報酬IIの支払期限は、役員会における当該営業期間に係る計算書類等の承認後1か月以内とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が特定資産を取得した場合において、その取得価額に1.0%を乗じた金額を取得報酬とする。 取得報酬の支払期限は、本投資法人が当該資産を取得した日（<u>所有権移転等の権利移転の効果が発生した日</u>）から1か月以内とする。</p> <p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額（<u>ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。</u>）の0.5%を乗じた金額を譲渡報酬とする。 譲渡報酬の支払期限は、本投資法人が当該資産を譲渡した日（<u>所有権移転等の権利移転の効果が発生した日</u>）から1か月以内とする。</p>	<p>(3) <u>運用報酬Ⅲ</u> <u>決算期毎に算定される、以下の計算式に従って算出される金額（1円未満切捨て）を運用報酬Ⅲとする。ただし、対東証REIT指数パフォーマンスが負の値となる場合には、運用報酬Ⅲは0円とする。</u> <u><計算式></u> <u>対東証REIT指数パフォーマンス×</u> <u>本投資法人の投資口の時価総額×</u> <u>0.15%</u> <u>運用報酬Ⅲの支払期限は、当該営業期間内とする。</u></p> <p>(4) 取得報酬 本投資法人が特定資産を取得した場合において、その取得価額に1.0%を乗じた金額を取得報酬とする。 取得報酬の支払期限は、本投資法人が当該資産を取得した日から1か月以内とする。</p> <p>(5) 譲渡報酬 本投資法人が特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額の0.5%を乗じた金額を譲渡報酬とする。 譲渡報酬の支払期限は、本投資法人が当該資産を譲渡した日から1か月以内とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 合併報酬</p> <p>本投資法人が他の投資法人との間で新設合併又は吸収合併（以下「合併」と総称する。）を行った場合において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた不動産関連資産の当該合併の効力発生時における評価額に対して、1.0%を上限として別途本投資法人と資産運用会社で合意する料率を乗じた金額を合併報酬とする。</p> <p>合併報酬の支払期限は、合併の効力発生日から3か月以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>(6) 合併報酬</p> <p>本投資法人が他の投資法人との間で合併を行った場合において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた不動産関連資産の当該合併の効力発生時における評価額に対して、1.0%を上限として別途本投資法人と資産運用会社で合意する料率を乗じた金額を合併報酬とする。</p> <p>合併報酬の支払期限は、合併の効力発生日から3か月以内とする。</p> <p>(7) 調整条項</p> <p>① <u>本投資法人が自己投資口の取得を行い、当該自己投資口の取得を行った営業期間に係る決算期において未処分又は未消却の自己投資口を保有する場合には、運用報酬Ⅱ控除前1口当たり利益の算出に当たっては、当該決算期における発行済投資口数は、本投資法人の保有する自己投資口を除いた数として算出するものとする。</u></p> <p>② <u>本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口数が増加した場合には、当該投資口の分割の効力発生日以降の運用報酬Ⅱ控除前1口当たり利益の算出に当たっては、分割割合を乗じる調整をして算出するものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p>③ <u>ライツオフアリングが行われ、発行済投資口数が増加した場合には、当該ライツオフアリングに係る発行日以降の運用報酬Ⅱ控除前1口当たり利益の算出に当たっては、無償割当割合を乗じる調整をして算出するものとする。</u></p> <p>④ <u>本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口数が増加した場合には、当該投資口の分割の効力発生日以降の対東証REIT指数パフォーマンスの算出に当たっては、分割の効力発生日以降の時点の本投資法人の投資口の最終価格及び1口当たり分配金については、分割割合を乗じる調整をして本投資法人の投資口の最終価格及び1口当たり分配金を算出するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>ライツオフアリングが行われ、発行済投資口数が増加した場合には、当該ライツオフアリングに係る発行日以降の対東証REIT指数パフォーマンスの算出に当たっては、ライツオフアリング以降の時点の本投資法人の投資口の最終価格及び1口当たり分配金については、無償割当割合を乗じる調整をして最終価格を算出するものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="836 277 1054 311"><u>(8)用語の意味</u></p> <p data-bbox="866 320 1398 450">本別紙において、以下に定める用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする。</p> <p data-bbox="836 459 1398 808">① 「総資産額」とは、運用報酬Ⅰの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額を意味する。</p> <p data-bbox="836 817 1398 1346">② 「分配可能金額」とは、運用報酬Ⅱの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される当該営業期間に係る運用報酬Ⅱ（当該報酬に係る控除対象外消費税等を含む。）控除前の税引前当期純利益（ただし、負ののれん発生益を除く。）に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。</p> <p data-bbox="836 1355 1398 1570">③ 「運用報酬Ⅱ控除前1口当たり利益」とは、運用報酬Ⅱの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される金額を意味する。</p> <p data-bbox="935 1579 1102 1612"><計算式></p> <p data-bbox="935 1621 1398 1704">運用報酬Ⅱ控除前1口当たり利益=A÷Bとする。</p> <p data-bbox="935 1713 1398 1796">A：決算期毎に算定される分配可能金額</p> <p data-bbox="935 1805 1398 1888">B：当該決算期における発行済投資口数</p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p>④ 「<u>計算書類等</u>」とは、<u>投信法第129条に定める計算書類等を意味する。</u></p> <p>⑤ 「<u>対東証REIT指数パフォーマンス</u>」とは、<u>運用報酬Ⅲの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される数値を意味する。ただし、ある営業期間において対東証REIT指数パフォーマンスが負の値となった場合には、その翌営業期間に繰り越し、翌営業期間の対東証REIT指数パフォーマンスの数値が正の数値となったときは、当該数値により補填して翌営業期間の対東証REIT指数パフォーマンスを算出する。ただし、対東証REIT指数パフォーマンスの数値の負の値の繰り越しは、1営業期間を上限とする。</u></p> <p><u><計算式></u> <u>対東証REIT指数パフォーマンス=A-Bとする。</u> <u>A：{前営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格－前々営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格＋前営業期間の1口当たり分配金} ÷ 前々営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格</u> <u>B：{前営業期間の最終営業日における東証リート指数（配当込み）の最終価格－前々営業期間の最終営業日における東証リート指数（配当込み）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p><u>の最終価格} ÷ 前々営業期間 の最終営業日における東証リ ート指数（配当込み）の最終 価格</u> ただし、株式会社東京証券取 引所が東証リート指数（配当 込み）を公表しない等の理由 により東証リート指数（配当 込み）の最終価格が得られな い場合には、当該営業期間の 直近時点で公表されている 東証リート指数（配当込み） の算出方法に従い本投資法人 が算出した数値を用いて、東 証リート指数（配当込み）の 最終価格を算出するものとす る。</p> <p>⑥ 「本投資法人の投資口の最終価 格」とは、特定の日終値を意 味し、終値がなければ気配値 （公表された売り気配の最安値 又は買い気配の最高値、それら がともに公表されている場合 にはそれらの仲値）を意味す る。</p> <p>⑦ 「東証リート指数（配当込 み）」とは、株式会社東京証券 取引所が公表する東証REIT指 数のうち配当込み指数を意味 する。</p> <p>⑧ 「時価総額」とは、運用報酬Ⅲ の対象となる本投資法人の各 営業期間毎に、以下の計算式に 従って算出された金額を意味 する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p data-bbox="933 273 1104 309"><計算式></p> <p data-bbox="933 318 1401 533"><u>前々営業期間の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格×前々営業期間の最終営業日における発行済投資口数</u></p> <p data-bbox="831 542 1401 896">⑨ 「取得価額」とは、<u>売買契約、請負契約その他の当該特定資産の取得（増築又は建替えによる建物の取得を含む。）に係る契約に定める売買代金額、請負代金額その他の代金額（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）を意味する。</u></p> <p data-bbox="831 904 1401 1120">⑩ 「本投資法人が当該資産を取得した日」とは、<u>取得報酬の対象となる特定資産に関して所有権移転等の権利移転の効果が発生した日を意味する。</u></p> <p data-bbox="831 1128 1401 1344">⑪ 「譲渡価額」とは、<u>売買契約その他の当該特定資産の譲渡に係る契約に定める代金額（消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。）を意味する。</u></p> <p data-bbox="831 1352 1401 1568">⑫ 「本投資法人が当該資産を譲渡した日」とは、<u>譲渡報酬の対象となる特定資産に関して所有権移転等の権利移転の効果が発生した日を意味する。</u></p> <p data-bbox="831 1576 1401 1657">⑬ 「合併」とは、<u>新設合併及び吸収合併の総称を意味する。</u></p> <p data-bbox="831 1666 1401 2016">⑭ 「分割割合」とは、<u>本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口数が増加した場合における、当該投資口の分割の効力発生直後の発行済投資口数を当該投資口の分割の効力発生直前の発行済投資口数で除した割合を意味する。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p>⑮ 「<u>ライツオフアリング</u>」とは、<u>投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行を意味する。</u></p> <p>⑯ 「<u>最終価格</u>」とは、<u>終値を意味し、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）を意味する。</u></p> <p>⑰ 「<u>無償割当割合</u>」とは、<u>ライツオフアリングが行われた場合における、以下の計算式に従って算出される割合を意味する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><計算式> <u>無償割当割合=A÷B</u> A：<u>当該ライツオフアリング直後の発行済投資口数からみなし時価発行口数を控除した口数</u> B：<u>当該ライツオフアリング直前の発行済投資口数</u></p> <p>⑱ 「<u>みなし時価発行口数</u>」とは、<u>ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングで無償割当てがなされた新投資口予約権の行使時の1口当たり払込金額を1口当たりの時価で除した割合（又は役員会で定める割合）を増加口数に乗じた口数（1口未満切捨て）を意味する。</u></p> <p>⑲ 「<u>増加口数</u>」とは、<u>ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングにより増加した投資口の数を意味する。</u></p>

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員佐藤啓介及び奥田かつ枝の両名から、任期の調整のため、2019年10月31日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2019年11月1日付で改めて執行役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、2019年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2019年9月12日開催の役員会（執行役員2名及び監督役員2名出席、監督役員1名欠席）において、本投資法人の出席監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所 有 する 本投資法人の 投 資 口 数
1	さ とう けい すけ 佐 藤 啓 介 (1971年1月6日)	1993年4月 2002年10月 2006年5月 2007年10月 2011年11月 2012年2月 2012年8月 2013年10月 2016年3月 2017年3月 2018年3月 2019年4月 2019年7月	東急不動産株式会社 J. P. モルガン証券会社 キャピタル・アドバイザーズ株 式会社 ラウンドヒル・キャピタルパー トナーズ株式会社 ケネディクス株式会社 ケネディクス・リート・マネジ メント株式会社 財務企画部長 ケネディクス・リート・マネジ メント株式会社 取締役投資運 用部長 ケネディクス不動産投資顧問株 式会社 K R I ファンド本部投 資運用部長 ケネディクス不動産投資顧問株 式会社 レジデンシャル・リー ト本部 企画部長 ケネディクス不動産投資顧問株 式会社 取締役最高業務執行者 (COO) 兼 レジデンシャル ・リート本部長 ケネディクス・レジデンシャル 投資法人 執行役員 (現在に至 る) ケネディクス不動産投資顧問株 式会社 取締役最高業務執行者 (COO) 兼 レジデンシャル ・リート本部長 兼 レジデ ンシャル・リート本部資産投資 部長 ケネディクス不動産投資顧問株 式会社 取締役最高業務執行者 (COO) 兼 レジデンシャル ・リート本部長 兼 レジデ ンシャル・リート本部ヘルスケ ア投資運用部長 ケネディクス不動産投資顧問株 式会社 取締役最高業務執行者 (COO) 兼 レジデンシャル ・リート本部長 (現在に至 る)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
2	おくだ かつえ 奥田 かつ枝 (1963年12月28日)	1986年4月 1997年9月 2000年11月 2006年4月 2006年8月 2007年10月 2009年4月 2011年9月 2012年11月 2013年6月 2015年5月 2015年12月 2017年11月 2017年11月 2018年3月 2018年6月 2018年7月 2019年9月	三菱信託銀行株式会社 入社 株式会社緒方不動産鑑定事務所 入所 株式会社緒方不動産鑑定事務所 取締役 (現在に至る) 東京地方裁判所民事調停委員 (現在に至る) 国土審議会土地政策分科会鑑定 評価部会専門委員 (現在に至 る) 東京都土地利用審査会委員 学校法人明治大学専門職大学院 グローバルビジネス研究科兼任 講師 (現在に至る) 一般財団法人民間都市開発推進 機構メザニン支援事業審査会委 員 (現在に至る) イオン・リートマネジメント株 式会社投資委員会外部委員 (現 在に至る) 公益社団法人日本不動産鑑定士 協会連合会 常務理事 ジャパン・シニアリビング投資 法人 執行役員 国土審議会土地政策分科会企画 部会専門委員 (現在に至る) 株式会社九段緒方ホールディン グス 代表取締役 (現在に至 る) 株式会社九段都市鑑定 取締役 ケネディクス・レジデンシャ ル・ネクスト投資法人 執行役 員 (現在に至る) 株式会社セレスポ 社外監査役 (現在に至る) 株式会社九段都市鑑定 代表取 締役 (現在に至る) 株式会社オウケイウェイヴ 社 外監査役 (現在に至る)	0口

- ・ 上記執行役員候補者佐藤啓介は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社の取締役最高業務執行者（ＣＯＯ）兼レジデンシャル・リート本部長です。
- ・ 上記執行役員候補者佐藤啓介と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者奥田かつ枝と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者兩名は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の選任日である2019年11月1日から、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである2021年10月31日までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2019年9月12日開催の役員会（執行役員2名及び監督役員2名出席、監督役員1名欠席）において、本投資法人の出席監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
やまもと しん 晋 山 本 晋 (1975年4月10日)	2002年4月 2005年4月 2008年1月 2009年3月 2011年1月 2015年1月 2017年3月	都市基盤整備公団 パシフィックマネジメント株式会社 ビジネスアンドアセットソリューション株式会社 (出向) パシフィックインベストメント株式会社 ファンドオペレーション部 マネージャー クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社 投資企画部 シニアマネージャー ケネディクス不動産投資顧問株式会社 プライベート・リート本部 企画部 マネージャー ケネディクス不動産投資顧問株式会社 レジデンシャル・リート本部 企画部長 (現在に至る)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス不動産投資顧問株式会社のレジデンシャル・リート本部企画部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員千葉理、小川聡及び岩尾總一郎の3名から、任期調整のため、2019年10月31日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2019年11月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の規定により、2019年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
1	ち ば おさむ 千 葉 理 (1963年10月24日)	1987年4月 2003年4月 2004年10月 2006年10月 2010年4月 2011年11月 2016年6月 2017年6月	三菱商事株式会社 最高裁判所司法研修所 弁護士登録(第二東京弁護士会 所属)曙綜合法律事務所(現 在に至る) 桐蔭横浜大学法科大学院客員 教授 桐蔭横浜大学法科大学院准教 授(現在に至る) ケネディクス・レジデンシャ ル投資法人 監督役員(現在 に至る) 丸善食品工業株式会社 社外 監査役(現在に至る) 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス 社外取締 役(現在に至る)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
2	お がわ さとし 小 川 聡 (1965年10月24日)	1989年10月 1993年3月 1998年1月 1998年4月 2011年11月 2014年10月 2015年12月 2017年6月 2018年9月	中央新光監査法人 公認会計士登録 小川公認会計士事務所設立 (現在に至る) 税理士登録 ケネディクス・レジデンシャル 投資法人 監督役員 (現在 に至る) 合同会社マーキュリーコンサル ルティング 代表社員 (現在 に至る) 大江戸温泉物語株式会社 監 査役 (現在に至る) 大江戸温泉物語グループ株式 会社 監査役 大江戸温泉物語ホテルズ&リ ゾーツ株式会社 監査役 (現 在に至る)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴 (会社名等当時)		所有する 本投資法人の 投資口数
3	いわ お そう いちろう 岩 尾 總一郎 (1947年10月18日)	1973年6月 1977年4月 1981年2月 1981年4月 1985年4月 1992年7月 2002年7月 2003年8月 2006年1月 2006年1月 2012年4月 2015年5月 2018年3月 2018年6月	医籍登録 学校法人慶應義塾大学助手 (医学部衛生学公衆衛生学教室) 学校法人慶應義塾大学講師 (医学部衛生学公衆衛生学教室) 学校法人産業医科大学助教授 (医学部衛生学教室) 厚生省大臣官房総務課ライフ サイエンス室主任科学技術調 整官 厚生省 薬務局医療機器開発 課長 環境省 自然環境局局長 厚生労働省医政局局長 世界保健機関 (WHO) 健康開発 総合研究センターセンター長 学校法人慶應義塾大学医学部 客員教授 一般財団法人ハンガリー医科 大学事務局理事 (現在に至 る) ジャパン・シニアリビング投 資法人監督役員 ケネディクス・レジデンシャ ル・ネクスト投資法人 監督 役員 (現在に至る) 公益社団法人全国労働衛生団 体連合会 理事 (現在に至 る)	0口

- ・ 上記監督役員候補者3名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者3名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内
電話 03-6212-5211 (代表)



交通のご案内

JR各線 東京メトロ丸ノ内線東京駅 (日本橋口) 徒歩1分
東京メトロ 丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線 都営三田線
大手町駅 (B7) 徒歩2分
東京メトロ 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅
(A3) 徒歩4分

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は上記ご案内をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

お願い

●会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。